

オーストリア

商標法

BGB1. No. 260/1970

2016年8月1日改正(BGB1. I No. 71/2016)

目次

第I章 総則

第1条

第2条

第4条

第5条

第6条

第7条

第9条

第10条

第10a条

第10b条

第11条

第12条

第13条

第14条

第II章 商標の登録、移転及び取消

1. 登録

第16条

第17条

第19条

第20条

第21条

第21a条

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第27条

2. 登録簿における変更

第28条

3. 取消

第29条

第29a条

第29b条

第29c条

第30条

第30a条

第31条

第32条

第33条

第33a条

第33b条

第33c条

第34条

4. 所管当局及び手続

第35条

第36条

第37条

第38条

第39条

第40条

第41条

第42条

第43条

第50条

第III章 商標権侵害に対する民事法上の請求

第51条

第52条

第53条

第54条

第55条

第55a条

第56条

第56a条

第57条

第58条

第59条

第IV章 訴訟の対象とすることができる商標侵害

第60条

第60a条

第60b条

第60c条

第V章 代理人

第61条

第61a条

第VI章 団体商標

第62条

第63条

第64条

第65条

第66条

第67条

第VII章 地理的表示及び原産地名称であつて、農産物及び食料についての品質規制に関する規則
(EC)No. 1151/2012, 2012年12月14日官報第L 343, P.1の規定によるもの

第68条

第68a条

第68b条

第68c条

第68d条

第68e条

第68f条

第68g条

第68h条

第68i条

第68j条

第VIII章 共同体商標

第69条

第69a条

第69b条

第69c条

第69d条

第IX章 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書による商標

第70条

第X章 無資格代理業務の禁止

第71条

第XII章 経過規定

第73条

第74条

第75条

第76条

第77条

第77a条

第77b条

第77c条

第XIII章 最終規定

第78条

第79条

第80条

第81条

第81a条

第81b条

第82条

第83条

第I章 総則

第1条

商標とは、視覚的に表示することができる全ての標章、特に、人名を含む単語、図、文字、数字及び商品又はその包装の形状を意味する。ただし、その標章が1の事業の商品又はサービスと他の事業の商品又はサービスを識別する能力を有していることを条件とする。

第2条

- (1) 商標権を取得するためには、商標を商標登録簿に登録しなければならない。
- (2) 本連邦法(以下単に「本法」と表記する)を、政府間協定に基づいて、オーストリア領域を対象として取得された商標権に準用する。さらに、それらの商標については法律を遵守しているか否かも審査する(第20条)。
- (3) 共同体商標に関する規則(EC)No. 207/2009、官報2009年2月26日第L78号p1に基づいて取得された商標権は、商標事項に関する共同体規則に別段の定めがない限り、本法に基づいて取得された商標権と同等とする。それ以外に関しては、第VIII章の規定を適用する。

第4条

- (1) 登録を受けることができない標章は次の通りである。
 1. 次の内容のみをもって構成されているもの
 - (a) 国の紋章、旗章若しくはそれ以外の記章又はオーストリア地方公共団体の紋章
 - (b) 公的な監督用又は証明用の標章であって、オーストリア又はBGB1の告示(第6条(2))によって定められる外国において、商標の使用予定対象と同一の商品若しくはサービス又は類似の商品若しくはサービスについて導入されるもの
 - (c) 工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国が参加している国際機関の標章であって、BGB1に告示されているもの。告示に関しては、第6条(2)後段の規定を適用する。
 2. 第1条の規定により、商標として登録することができないもの
 3. 識別性を有していないもの
 4. 取引において、種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は商品の製造時期若しくはサービスの提供時期を指定する、又は商品若しくはサービスに係わるその他の特徴を指定するのに役立つ標章又は表示のみをもって構成されているもの
 5. 日常言語において、又は善良かつ確立した取引慣行において、商品又はサービスを識別表示するために慣例的に使用されている標章又は表示のみをもって構成されているもの
 6. 商品の性質自体によって定まる形状又は技術的効果を達成するために必要な商品の形状又は商品にその本来の価値を与える形状のみをもって構成されているもの
 7. 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 8. 商品又はサービスの性質、品質又は原産地等に関し、公衆を欺く虞のある性質のもの
 9. 地理的情報を含んでいるか又はそれによって構成されているものであって、ぶどう酒を特定し、かつ、そこを原産地としていないぶどう酒を対象としているもの又は蒸留酒を特定し、かつ、そこを原産地としていない蒸留酒を対象としているもの。
- (2) ただし、(1)3、4、及び5.に該当する場合であって、標章を使用した結果、その標章が出願前にオーストリアにおいて、関係業界内で識別性を獲得している場合は、登録を承認することができる。

第5条

商標が第4条(1)1.に掲げた表象又は標章の何れかを構成要素として含んでおり、当該標章の使用について法的制限が課せられている場合は、その表象又は標章を使用する権利が証明された後に限り、当該商標の登録を行う。

第6条

(1) 国の紋章、旗章若しくはそれ以外の記章若しくはオーストリア地方公共団体の紋章は、取引において権限なしに、商品若しくはサービスに係わる識別表示として、又は当該識別表示の構成要素として使用してはならず、また、権限を有する当事者の同意を得ることなく第4条(1)1.(c)に掲げた標章も使用してはならない。同様に、監督又は証明用の標章は、その標章を交付する当局の同意を得ることなしに、標章の使用対象である商品若しくはサービス又はそれに類似する商品若しくはサービスに係わる識別表示として、又は当該識別表示の構成要素として使用してはならない。

(2) (1)の規定は、外国の記章又は公的な監督若しくは証明用の標章に対して適用するものとするが、政府間協定又は相互主義が存在し、かつ、前記の外国の標章がBGB1に告示されていることを条件とする。告示に前記標章に関する公的表示の複製が含まれていない場合は、公衆が当該複製を閲覧できる場所を記載するものとする。

(3) 禁止規定(1)に違反した者は、地方行政当局が218ユーロ以下の罰金又は1月以下の拘禁を科す。加重事由があるときは、両刑を併科する。

第7条

第4条(1)1.、第5条及び第6条の規定は、表象又は標章の公的表示に類似する表示に対しても適用する。第4条(1)1.に掲げた種類の表象及び標章であって、承認を得ているものは、それが他の同種の表象又は標章に類似している場合であっても、商標の構成要素(第5条)とすることができ、また、商品又はサービスの識別表示(第6条)として使用することができる。

第9条

一定の商品について、その性質、特に危険性についての配慮から又は経済上の理由により、その出所の確認を容易にするために必要な場合は、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣は、それらの商品は、法令によって定められた方式で登録商標を付した後に限り流通させることができる旨を命じることができる。

第10条

(1) 先の権利が維持されることを条件として、登録商標は、その所有者に対して、第三者が当該所有者の同意を得ることなく次の行為を業として行うことを禁止する排他的権利を付与する。

1. その商標と同一の標章を、商標の登録に係わる商品又はサービスと同一の商品又はサービスについて使用すること(第10a条)

2. 同一又は類似の商品又はサービスに使用されている商標と同一又は類似の標章を使用すること(第10a条)。ただし、この規定は、公衆にとって、当該標章がその商標と観念的に結合される可能性を含む混同の可能性が存在することを条件とする。

(2) 登録商標の所有者はまた、第三者が当該所有者の同意を得ることなく、商標と同一又は類似の標

章を、商標の登録に係わる商品又はサービスに類似していない商品又はサービスについて業として使用すること(第10a条)を禁止する権利も有する。ただし、この規定は、その商標がオーストリアにおいて知られており、また、前記の標章を使用することが、正当な理由なく、当該商標の識別性又は名声を不正に利用するか又は毀損することを条件とする。先に出願された標章の名声は遅くとも、後の商標の登録出願日又は後の商標の登録について主張する優先日又は先順位日又は他の標章権が成立するときまでに存在していなければならない。

(3) 登録商標はその所有者に対し、第三者が次のものを業として使用することを禁止する権利を与えるものではない。

1. 第三者の氏名又は住所
2. 商品又はサービスの種類、品質、用途、価格、原産地又は商品製造若しくはサービス提供の時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴に係わる表示
3. 商標であるが、商品、特に付属部品又は代替部品として使用される商品又はサービスに関する用途を表示するために必要とされるもの。ただし、それが取引又は産業における善良な慣行に従っていることを条件とする。

第10a条

次の行為は特に、商品又はサービスの識別表示としての標章の使用とみなす。

1. 標章を商品、商品の包装又は提供する若しくは提供の予定があるサービスに関する物品に付すこと
2. 標章を付して、商品の販売を申出し、商品を流通させ、若しくはその目的のために所持すること、又は標章を付して、サービスを提供する申出をし、若しくはサービスを提供すること
3. 標章を付して、商品を輸入又は輸出すること
4. 標章を営業用書類、広告又は宣伝において使用すること

第10b条

(1) 商標はその所有者に対し、当該所有者により又はその同意を得て、その商標を付して欧州経済地域(EEA)の市場に出された商品に関連して、第三者が当該商標を使用することを禁止する権利を与えるものではない。

(2) (1)の規定は、商品が市場に出された後、その状態が変化又は劣化している場合等、商標所有者にとって流通の継続に反対する正当な理由があるときは、適用しないものとする。

第11条

(1) 商標は、企業の移転に拘わりなく、その登録に係わる商品又はサービスの一部について移転することができる。商標権が企業に属している場合は、その商標権は、ライセンスを許諾する権利を含め、新たな所有者に移転するものとする。ただし、移転が企業全体に係わる場合において、別段の定めがあるときはこの限りでない。

(2) 移転申請書又は移転に関して提出される書類が、その法的移転の結果、特に、商品又はサービスの種類、品質又は原産地について公衆に誤認を生じさせる虞があることを明らかにしているときは、移転登録申請は却下される。ただし、権原の取得者が誤認の虞を解消するために商品又はサービスの一覧を減縮することに同意したときは、この限りでない。

(3) 商標の移転が登録されていない場合は、商標権は特許庁に対して主張することができず、また、

商標に関する全ての通信は、商標の所有者として登録されている者に、取得者に対する効力を持って、送付することができる。

第12条

何人も、権限を有する者の同意を得ることなしには、他人の事業に係わる名称、商号又は特別な識別表示を、商品及びサービスを識別表示するために使用することを許可されない。

第13条

(1) 辞書、百科辞典又はそれに類似する参考図書に記載されている登録商標の複製が、当該商標の登録に係わる商品又はサービスの普通名称であるとの印象を与える場合において、商標所有者からの請求があったときは、その出版物の発行者は遅くとも新版の発行時までには、当該商標の複製に、それが登録商標である旨を付記するようにならなければならない。

(2) (1)の規定は、電子的に記憶され、電子ネットワークを通じて公衆の利用に供される参考図書にも適用する。この場合は、参考図書における本質的内容変更は全て新版とみなす。

第14条

(1) 商標は、商標が登録されている対象である商品又はサービスの全部又は一部について、及びオーストリア連邦領域の全部又は一部について、排他的又は非排他的ライセンスの対象とすることができる。

(2) 商標所有者は、ライセンス契約のうちの次の事項に違反したライセンシーに対し、商標によって与えられている権利を行使することができる。

1. ライセンス期間
2. 登録によって保護されており、商標を使用することができる形状
3. ライセンス付与の対象である商品又はサービスの範囲
4. 商標の使用可能地域
5. ライセンシーが製造する商品又は提供するサービスの質

第II章 商標の登録、移転及び取消

1. 登録

第16条

- (1) 特許庁は商標登録簿を整備するものとする。
- (2) 商標の登録出願は、書面をもって特許庁に対してしなければならない。商標が画像的要素を有さず、また、特定の書式を要求していない数字、文字又は語のみで構成されている場合を除き、商標の見本を提出しなければならないものとし、音響商標の場合は、データ記憶媒体による商標の音響表現を含め、楽譜又はソノグラフによる商標の表示を提出しなければならない。提出されるべき商標表示の数、特性、寸法並びに音響表現のために使用するデータ記憶媒体及びフォーマット、走査レート、解像度及び表現時間等の音響表現に関する明細は、命令をもって定める。
- (3) 願書には、商標の使用対象である商品及びサービスを記載しなければならない(商品及びサービスの一覧)。商品及びサービスの一覧に関する詳細及びその提出部数は命令をもって定める。
- (4) (2)及び(3)の規定に従って特許庁長官が発出する命令は、商標に係わる登録手続及び登録、印刷及び公告の要件を考慮しなければならない。

第17条

- (1) 登録するときは、次の事項を商標登録簿に記録する。
 1. 商標
 2. 登録番号
 3. 出願日及び優先権が主張されているときは、優先日
 4. 商標所有者及び、代理人が選任されているときは、代理人の名称
 5. 商標の使用対象である商品及びサービスであって国際分類(改正された、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、BGB1. No. 401/1973)に従って記載されているもの
 6. 保護期間の始期
 7. 該当する場合は、商標が識別性を獲得しているとの証拠に基づいて登録がなされた旨の注記
- (2) 登録が変更申請によって生じるときは、その旨の言及を登録簿に含めるものとする。さらに、次の規定を適用する。
 1. 登録が規則(EC)No. 207/2009 第112条の規定に基づくものであるときは、(1)3.の意味での出願日は、前記規則第27条に定義されている共同体商標の出願日であるとみなす。該当する場合は、前記規則第34条又は第35条の規定による、商標の先順位も登録簿に記録する。
 2. 登録が標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書、BGB1. III No. 32/1999, 第9条の5の規定による変更申請に基づくものであるときは、(1)3.の意味における出願日は、議定書第3条(4)の意味における国際登録日又は議定書第3条の3(2)の意味における領域指定の登録日であるとみなす。該当する場合は、議定書第4条の2の規定により商標が享受する優先順位も登録簿に記録する。
- (3) 画像を有さず、また、特定の書法を主張していない数字、文字又は語のみで構成されている商標は、大文字又はアラビア数字で記録する。
- (4) 商標所有者は、(1)による登録簿への記録について、庁から確認書の交付を受ける。
- (5) 登録した後に、商標を公告する。
- (6) 公衆は、商標登録簿及びその内容を示す目録を閲覧することができる。請求があったときは、記

録についての認証謄本が交付される。

第19条

商標権は、商標が商標登録簿に記録された(登録)日から効力を生じる。保護期間は、商標が登録された月の末日から10年をもって終了する。保護期間は、期限内に更新手数料を納付することにより、更に10年を単位として延長することができる。新たな保護期間は、更新日に拘りなく、直前の保護期間が終了したときから計算する。

第20条

- (1) 商標登録出願は、個々に法律の遵守について審査される。
- (2) 審査の結果、商標登録を承認することに異論があることが明らかになったときは、出願人に対し、期間を指定して意見書を提出するよう求めるものとする。指定期間内に意見書を受領した後又は指定期間が終了した後に、登録を承認することができないと認定したときは、その商標出願は、決定をもって拒絶する。
- (3) 登録を承認することについて第4条(1)3., 4.又は5.の規定による疑義がある場合において、拒絶の前に出願人からの請求があったときは、出願された標章は第4条(2)の条件に基づいているときに限り登録を受けることができる旨が決定される。当該決定に対しては上訴(第37条(1))することができる。

第21条

- (1) 出願された個々の標章は更に、特許庁がその部分的法的能力(1970年オーストリア特許法, BGBl. No. 259, 第58a条(1))の範囲で、その商標が同じクラスの商品又はサービスについて登録されている先の優先権を有する商標と同一又は類似しているかを審査する(類似性調査)。同一の又は類似している商標については、出願人に通知を行い、同時に、出願した標章が承認できるものである場合(第20条(2))には、出願は、特許庁によって指定された期間内に取り下げられない限り、登録する旨を通知する。
- (2) (1)の規定に基づく通知の有無は、該当する標章の保護範囲の判定には影響を及ぼさないものとする。当該通知には署名も庁の認証も必要としない。

第21a条

オーストリアにおける保護を要求する国際商標(第2条(2))については、当該保護に関する技術的及び組織上の所要の条件が満たされている場合、保護拒絶の通知をすることができる期間内に、類似性についての調査を行う。第21条の規定を準用する。

第22条

特許庁は、請求を受けたときは何人に対しても、その部分的法的能力(BGBl. No. 259, 1970年特許法第58a条(1))の範囲で、ある特定の標章が商標であって、その商品又はサービスが願書に指定されているクラスに該当しているものと同一又は類似しているかについて書面による情報を提供するものとする。当該情報については、第21条(2)の規定を適用する。その標章が登録商標である場合は、登録番号を指示することをもって足りる。技術的及び組織上の所要の前提条件が満たされている場合は、類似性調査は出願されている標章、共同体商標及び出願されている共同体商標も対象とする。

第23条

- (1) 出願人は、商標に係わる正規の出願日をもって優先権を取得するものとする。
- (2) 出願された又は登録された標章に係わる商品及びサービスの一覧は、後に拡張することができる。当該拡張には、標章の出願に関する規定を準用する。

第24条

- (1) 政府間協定に基づいて認められる優先権又は(2)の規定による優先権は、明示して主張しなければならない。そのためには、優先権主張の基礎とする出願の出願日及び出願国を通知しなければならない(優先権主張)。更に、出願番号も通知しなければならない。
- (2) 出願人は、優先権の承認に関する政府間協定の範囲に含まれていない出願当局に対して行った先の商標出願の日から6月の間は、オーストリアでされる後の出願に対して先の商標出願の優先権を保有するものとする。ただし、この規定は、後の商標出願が同一標章を対象としていること及び前記の出願当局との間に個別の相互主義が存在していることが、BGB1における輸送、技術革新及び技術担当連邦大臣の公告によって宣言されていることを条件とする。当該優先権の要件及び効果は、工業所有権の保護に関するパリ条約、BGB1. No. 399/1973, 第4条によるものと等しいものとする。
- (3) 優先権主張は、出願をしてから2月以内に特許庁に提出しなければならない。当該期間内においては、優先権主張の補正を請求することができる。
- (4) 保護を受ける権利の取得又は維持が、優先権が適法に主張されているか否かにかかっているときは、その優先権を証明しなければならない。特許庁長官の命令によって、特許庁に対する手続において当該証拠を示すために提出を必要とされる書類(優先権書類)及びその書類を提出すべき時期を決定するものとする。
- (5) 優先権主張が期限内に行われなかった場合、優先権書類が期限内に提出されなかった場合又は特許庁から要求を受けたにも拘らず、優先権主張の基礎とする出願の出願番号を指定された期間内に通知しなかった場合は、優先権は、オーストリアにおける出願日によって定める。

第25条

- (1) オーストリア又は外国における博覧会において展示した商品の識別表示として使用した商標は、第26条及び第27条の規定による優先権の保護を享受するものとする。
- (2) 第26条及び第27条の規定は、特にデザイン及び製品展示物にも適用するものとする。

第26条

- (1) 保護は、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣が博覧会に対し、そこで展示される商品の識別表示として使用される商標について優先権保護措置を認定している場合に限り、存在するものとする。
- (2) 博覧会主催者は認定の申請をしなければならない。申請は、主張する優先権処置に関する決定のために必要な全ての情報を含んでいなければならない。
- (3) 申請は、保護を与えることが政府間の義務に基づいて必要とされる場合又は申請が博覧会の経済的重要性により正当化される場合に、承認される。
- (4) 優先権保護措置の承認は、博覧会主催者の費用負担において、公報(ウィーン新聞紙上の公報)及びオーストリア特許公報に公告する。

第27条

(1) 当該保護は、商標を標示した商品が博覧会会場に搬入された日から、その商標が優先権を享受するという効果を有する。ただし、博覧会の閉会日から3月以内に、その商標を特許庁に出願することを条件とする。出願は、博覧会においてその商標を標示して展示した商品のみを対象としなければならない。

(2) 同一又は類似の商標を標示した同一又は類似の商品が同時に博覧会の会場に搬入された場合は、最初に出願された標章が優先権を有するものとする。

(3) 優先権は明示して主張しなければならない。主張するときは、博覧会名及び商標を標示した商品の博覧会会場への搬入日を表示しなければならない(優先権の申立)。第24条(2)の規定を準用する。

(4) 優先権は、商標の複製及び博覧会主催者が発行した証明書であって、商標を付して展示された商品及びその商品の博覧会会場への搬入日を記載しているもの(優先権書類)を用いて、証明しなければならない。

(5) 優先権申立書が期限内に提出されなかった場合又は優先権書類が庁の要求に基づく期限内に提出されなかった場合は、優先権は出願日によって決定する。

2. 登録簿における変更

第28条

- (1) 商標移転の記録, ライセンス権及び質権の登録及び取消は, 当事者の一方からの書面による申請及び文書の提出に基づいて行う。文書が公的性質のものでないときは, 文書には, 権利執行人の正規に証明された署名を付さなければならない。質権の登録及び取消は, 裁判所の要求によっても行う。
- (2) 商標権に関する法的紛争及び取消手続(第30条から第34条まで及び第66条), 移転手続(第30a条)及び商標権の無効について事後確認を求める手続(第69a条)は, 申請があったとき, 商標登録簿に記録する(紛争に関する登録)。
- (3) 前記規定の他に, 1970年オーストリア特許法, BGB1. No. 259, 第43条(3), (4)及び(7)並びに第45条(2)の規定を準用する。
- (4) (1)にいう記録は, 申請があったときは, 登録記録についての庁の確認書(第17条(4))に注記する。
- (5) 商標の移転は公告される。

3. 取消

第29条

(1) 次の事情においては、商標を取り消すものとする。

1. 商標所有者からの請求があったとき
2. 所定の期間内に登録が更新されなかったとき(第19条)
3. 商標権が1.及び2.に掲げた理由以外の理由で失効したとき
4. 異議申立に起因し、登録を無効とする法的拘束力を有する決定がなされたとき
5. 無効部に提出された取消請求を承認する法的拘束力を有する決定がなされたとき

(2) 取消は、商標登録簿(第17条)に記録され、かつ、公告される。

第29a条

(1) 商標の登録が公告された(第17条(5))日から3月以内に登録についての異議申立をすることができる。当該異議申立は、第30条(1)の条件に基づく商標のみをその基礎としなければならない。

この規定は、商標出願に対しても、その登録を条件として適用する。

(2) 商標が「標章の国際登録に関するマドリッド協定」、BGBI. No. 40/1973及び「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」、BGBI. III No. 32/1999に従って登録されている場合は、国際知的所有権機関(WIPO)が発行する広報における発表が(1)にいう公告に取って代わる。異議申立期間は、国際商標についての発表を記載している広報の発行月として記載されている月の次の月の初日に開始するものとする。

(3) 十分に理由のある異議申立書が異議申立期間の最終日までに特許庁によって受領されなければならない。異議申立及びその付属書は、書面をもって2通提出しなければならない。

(4) 異議申立手数料が異議申立期間内に受領されない場合は、異議申立はなかったとみなす。

(5) 異議申立及び異議申立手数料納付の期間に関しては、原状回復は認められない。

(6) 無効部に対して申請書を提出する選択権は、影響を受けないものとする。

第29b条

(1) 異議申立期間が終了したとき、商標所有者は、所定の期間内に受領された異議申立についての通知が与えられ、意見書を提出するための期間が与えられるものとする。この期間については、正当な理由があるときは、延長を受けることができる。この期間内に、商標所有者は、必要な場合には、異議申立理由を構成する商標の不使用((3))に関する意見書を提出しなければならない。商標所有者が指定された期間内に意見書を提出しない場合は、その商標は、更なる手続を進めることなく、申請されている全部又は一部についての取り消しの適用を受けるものとし、異議申立がその決定の時にまだ登録に至っていない出願に基づいているときも同様とする。第35条(5)に規定されている上訴に関する規定は、下記の条項において別段の定めがされているときを除き、異議申立手続に適用することができる。

(2) 商標所有者が期限内に意見書を提出した後、第35条(1)の規定による管轄官は必要な通信、当事者によって提供される証拠の調達並びに証拠の収集に関し、決定をするものとする。当事者の一方から請求があったとき又は管轄官が個別事件において、異議申立についての決定をする必要があると考えるときは、管轄官は、公式に口頭審理を計画するものとする。管轄官は、利用可能な事実及び証拠を自由に評価して決定を行うものとする。

- (3) 異議申立が、異議申立の対象である商標が公告された時点において、5年以上登録されていた商標を基礎とするものである場合は、その異議申立は、異議申立の対象である商標所有者からの請求があったときは、第33a条の規定による取消理由が存在していないことが妥当な期間内に疎明される場合に限り、支持を受けることができる。商標の使用を疎明するために提出された文書が提出されてから2月の期間内に、前記所有者が権限のある当局に対し、相手方の商標に対する第33a条の規定による取消申請書を提出し、妥当な期間内にその証拠を提出した場合は、異議申立手続は停止され、その手続における、法的に拘束力のある決定の後、庁によって又は請求によって再開されるものとする。
- (4) 更に、異議申立手続は、次に事情においては、ZPO(Zivilprozessordnung, 民事訴訟法)第190条の規定により中止することができる。すなわち、異議申立が出願を根拠としている、訴訟に係る国際登録の適法性検査(第20条)が法的に終結していない、訴訟に係る商標の1の存在に関して効力異議の申立がされているか又は異議申立を実証する商標が異議申立手続自体の対象となっている、又は同一の商標登録に対して複数の異議申立が行われている場合である。最後に述べた事件においては、その商標が他の1又は2以上の異議申立により、その商標登録が無効とされる見通しであるか否かに関し、意見書を考慮した予備的審査という方法により、重点が置かれる。
- (5) 異議申立に起因する、商標の全部又は一部の無効は、保護期間の始期までの遡及効を有するものとする。
- (6) 商標が法的に無効にされた、若しくは国際登録が適法性点検(第20条)の一部として法的に保護を否認された場合又は商標が、無効部に提出された取消請求を、保護開始の始期から有効とする、法的に拘束力を有する決定によって取消された場合は、その商標に対する係属中の異議申立手続はそれに対応する範囲において解決されたとみなされるものとし、関係当事者にはこれについての通知が与えられるものとする。同様に、異議申立手続は、その手続中に、異議申立を実証する出願に関する登録手続が登録に至ることなく終結した場合又は異議申立を実証する商標がオーストリアに関する保護を法的に喪失した場合は終了させられるものとする。
- (7) 当事者双方が異議申立手続の費用を負担するものとする。

第29c条

- (1) 管轄官は口頭審理を開催し、指揮するものとする。管轄官は出頭人の身元を確認し、その法的地位及び、代理権がある場合は、その代理権を点検しなければならない。管轄官は、聴聞を受ける当事者の権利が保持されるように、逸脱又は冗漫を許可することなく、口頭審理を指揮しなければならない。管轄官は口頭審理の指揮者として、当事者に対する聴聞、証拠調べ及び先の証拠又は認定の結果の提出若しくは検討の順序を決定しなければならない。管轄官は、証拠調べに関する申立について決定し、重要でないと思われる申立を拒絶しなければならない。管轄官は必要な場合には、口頭審理を中止し、延期し、また、口頭審理を再開する時期を決定する権限を有するものとする。口頭審理については、調書が作成されなければならない。
- (2) 手数料料率に関する法律[Gebührenanspruchsgesetz, GebAG]を適用する。

第30条

- (1) 先に出願し、今なお合法的に存在している先の商標の所有者は、次の条件の何れかが存在しているときは、他の商標の取消を請求することができる。
1. 両方の商標及びそれらの登録に係わる商品又はサービスが同一であること、又は
 2. 両方の商標及びそれらの登録に係わる商品又はサービスが同一であるか又は類似しており、その

ために、後の商標が先の商標と観念的に結合される虞を含め、公衆に混同を生じさせる虞があること
(2) 先に出願し、今なお合法的に存在しており、オーストリアにおいて名声を有している先の商標の所有者はまた、両方の商標が同一であるか又は類似しているが、類似していない商品又はサービスについて登録されている場合であっても、正当な理由のない後の商標の使用が、名声を有する商標の識別性又は名声を不正に利用するか、又はそれを毀損するときは、後の商標の取消を請求することができる。先の商標の名声は、後の商標の出願日、後の商標の登録について主張される優先日又は該当する場合には、先順位日までに確立していなければならない。

(3) (1)又は(2)の規定に基づく申請は、申請人が、後の商標が使用されているのを知りながら連続して5年以上その使用を黙認していたときは却下される。この規定の適用は、後の商標の使用対象であった商品又はサービスに限定し、かつ、後の商標の出願が悪意でされていなかった場合に限る。

(4) (2)の規定に基づく申請が先の共同体商標を基礎としているときは、オーストリアにおける名声の証拠の代わりに欧州共同体における名声の証拠を提出しなければならない。

(5) 取消決定は、保護期間の始期(第19条(1))までの遡及効を有する。

第30a条

(1) 登録又は使用により、外国において標章に係わる権利を取得している者は、同一又は類似の商品又はサービスについて後日に出願された同一又は類似の標章を取り消すよう請求することができる。ただし、この規定は、当該商標の所有者が、現在又は過去において請求人の事業上の利益を守る義務を負っており、かつ、その商標を請求人の同意及び正当な理由なく、登録していたことを条件とする。

(2) 取消決定は、保護期間の始期(第19条(1))までの遡及効を有する。

(3) 請求人は、(1)の規定による取消の代わりに、その商標を請求人に移転させるよう要求することができる。

第31条

(1) 人が、自らが同一又は類似の商品又はサービスについて使用している無登録標章が、その無登録標章と同一であるか又は類似して有効性が争われる標章が出願されたとき既に、関係業界において申請人の事業に係わる商品又はサービスの識別表示として通用していた旨の証拠を提出するときは、その商標の取消を申請することができる。ただし、商標所有者がその商標を、申請人の事業による使用と少なくとも同期間、登録しないで使用していた場合は、この限りでない。

(2) 取消申請人が、登録商標の使用を連続して5年以上、その使用を知らず黙認していた場合は、申請は却下される。この規定の適用は、登録商標の使用対象であった商品又はサービスのみ限定し、かつ、登録商標の出願が悪意でされていなかった場合に限る。

(3) 取消決定は、保護期間の始期(第19条(1))までの遡及効を有する。

第32条

(1) 事業主は、自己の名称、商号若しくは自己の事業の特別な識別表示又は当該識別表示に類似する識別表示が、同人の同意なしに、商標として又はその構成要素として登録されている場合(第12条)であって、かつ、商標の使用が、取引上、同人の事業に係わる前記の識別表示と混同を生じる虞がある場合は、その商標の取消を申請することができる。

(2) 取消を申請する者が登録商標の使用を連続して5年以上、その使用を知らず黙認していた場合は、取消申請は却下される。この規定は、登録商標の使用対象であった商品及びサービスに限定し、

かつ、登録商標の出願が悪意でされていなかった場合に限り、適用する。

(3) 取消決定は、保護期間の始期(第19条(1))までの遡及効を有する。

第33条

(1) 何人も、職権による取消理由の何れかを根拠として、商標の取消を申請することができる。

(2) 商標が、登録されるべきではなかったという理由によって取り消された場合は、取消決定は保護期間の始期(第19条(1))までの遡及効を有する。

第33a条

(1) 最低5年間、オーストリアにおいて登録されていたか又はオーストリアにおいて第2条(2)の規定による保護を享受していた商標が、オーストリアにおける取消申請日前5年の期間内に、商標所有者又はその同意を得た第三者によって、その登録に係わる商品又はサービスについての識別表示として真正に使用(第10a条)されていなかった場合は、何人もその商標の取消を請求することができる。ただし、商標所有者がその不使用を正当化できる場合は、この限りでない。

(2) 商標の不使用が、登録に係わる商品又はサービスの取引に関する法的制限によるものであった場合は、その商標は(1)の規定に基づく取消を免れるものとする。ただし、当該標章の外国における真正の使用又はその他の考慮すべき事情により、オーストリアにおいて商標保護を保証することの利益を認めるべき場合に限るものとする。

(3) しかしながら商標所有者は、次の時点以降に初めて開始した商標の使用を引証することができない。

1. 商標所有者又はそのライセンシーが、取消を申請する者に対して商標権を発動したとき、又は

2. 取消を申請する者が商標所有者又はそのライセンシーに商標の不使用を指摘したとき

ただし、1.又は2.に掲げた行為の何れかが初めて行われた日から3月以内に、取消申請が行われることを条件とする。

(4) 構成要素のみが登録の形態と異なり、商標の識別力が影響を受けない形態で商標を使用することは、商標の使用と同等とする。

(5) (1)の使用については、商標所有者が立証しなければならない。

(6) 取消決定は、取消申請日から5年間の遡及効を有するが、保護期間の第5年度末日までを限度とする。

第33b条

(1) 商標が、その登録日後の所有者の行為又は無為によって、商標登録に係わる製品又はサービスについての一般名称となっている場合は、何人も当該商標の取消を請求することができる。

(2) 取消決定は、前記商標が一般的使用(普通名称)となったことが証明された時点までの遡及効を有するものとする。

第33c条

(1) 商標が、その登録日後に所有者により又は所有者の同意を得て、商標登録に係わる商品又はサービスについて使用された結果、それらの商品及びサービスの種類、性質又は産地について公衆を誤認させる虞を生じさせている場合は、何人も当該商標の取消を請求することができる。

(2) 取消決定は、前記商標についての誤認を生じさせる使用が行われたことが証明された日までの遡

及効を有する。

第34条

- (1) 出願人が出願時に悪意で手続をしていたときは、何人もその商標の取消を請求することができる。
- (2) 取消決定は、保護期間の始期(第19条(1))までの遡及効を有する。

4. 所管当局及び手続

第35条

(1) 特許庁においては、商標の保護並びに第VII章の規定による地理的表示及び原産地名称の保護に関する全ての事項について行う決定その他の措置は、それらの事項が特許庁長官又は無効部の管轄に属しているときを除き、これらの事項を委任されている法律部内にあつて、業務分掌によって管轄することになる構成員の責務に属するものとする。

(2) 1970年オーストリア特許法、BGBI. No. 259、第58条から第61条までの規定を準用する。

(3) 特許庁長官の命令により、特許庁の構成員でない職員に対し、法律部に属する一定の事項を処理する権限を付与することができる。ただし、これは、該当する事項の単純性を考慮すれば委任することが便宜であり、かつ、委任される職員の教育が当該事項の適切な処理を保証している場合に限る。当該職員に対しては、商標の保護適格性並びに商品及びサービスの一覧の許容性に関する決定を下す権限を付与することはできない。当該職員は、法律部内の業務分掌に従って管轄する構成員の指示に従うものとする。当該構成員はいつでも、処理すべき事項を自己のために保留すること又は自ら引き取ることができる。

(4) (3)の規定によって委任された職員による決定については、管轄構成員による決定と同様、審判請求をすることができる。

(5) それ以外については、下記に別段の定めがあるときを除き、1970年特許法の第52条から第56条まで、第57b条、第62条(8)、第64条、第66条から第69条まで、第79条、第82条から第86条まで、第112条から第115条まで、第116条から第126条まで、第127条(1)、(2)、(4)及び(5)、第128条第1文、第128a条から第133条(2)まで、第134条、第135条、第137条及び第165条を、その手続に準用する。

(6) 第17条(5)、第28条(5)及び第29条(2)に定められている公告は、商標公報に掲載する。権利回復の申請であつて、承認されたものは、その商標の権利が回復された場合は、商標公報に正式に発表する。

第36条

(1) 特許庁の職員は、同人が1970年特許法第76条(1)の条件に該当する場合は、手続に参加することができない。

(2) 特許庁の職員は、次の場合においては、無効部の下記の手続に参加することができない。

1. 手続であつて、第30条の規定による商標取消に関する申請又は第30条を併用する第69a条の規定による、商標無効の事後的確認の申請に関するものであり、その職員が類似性の審査(第21条及び第22条)又は異議申立手続における審査に関する手続に参加していたもの、ただし、同一商標が対象とされていることを条件とする。

2. 手続であつて、第31条の規定による商標取消又は第33条を併用する第69a条の規定による商標の無効についての事後的決定に関するものであり、構成員が登録の認容性の決定に参加していたもの

(3) 1970年特許法第76条(2)及び(3)の規定を準用する。

特許庁法律部の決議及び決定に対する上訴の権利

第37条

- (1) 法律部の決定は、ウィーン控訴裁判所に上訴することができる。
- (2) 法律部部長の命令及び法律部の決定にとっての準備である中間決定に対しては、上訴手続における停止命令を除き、上訴することができない。
- (3) 1970年特許法第139条をその手続に準用する。

第38条

非争手続法第62条に従うことを条件として、上訴手続の枠内において上訴裁判所によってされた決定に対し、更に法律問題に関する上訴をすることができる。1970年特許法第140条(2)をその手続に準用する。

無効手続

第39条

- (1) 無効部は、登録商標の取消申請(第30条から第34条まで及び第66条)、移転申請(第30a条)、商標の無効についての事後的決定に関する申請(第69a条)を、その内の1名を議長とする3名の構成員によって決定する。議長及び他の1名の構成員は法律に通じている者でなければならない。
- (2) (1)の一部修正となるが、事件自体に関する決定を必要とせず、手続を却下する決定、(3)に基づく無効部の決定及び手続請求法に基づく請求に関する決定は、議長が行うものとする。
- (3) 商標所有者が指定された期限内に反論書を提出しない場合は、無効部は更なる手続を進めることなく、その商標の全部又は一部の取り消し若しくは申請されている、商標の移転又はその商標に関する全部若しくは一部についての無効の決定を行うものとする。その手続において商標の取消及び移転が申請されている場合は、無効部は、その申請に異なる趣旨がある場合を除き、移転を命じるものとする。

特許庁無効部の決議及び決定に対する上訴の権利

第40条

特許庁無効部の確定決定については、ウィーン控訴裁判所に上訴することができる。1970年特許法第141条(2)をその手続に準用する。

第41条

- (1) 無効部部長の予備的決定に対しては、上訴権は存在しない。(2)に従うことを条件として、予備的手続又は聴聞において、無効部によってされた決定は、独立して上訴することはできない。それらの決定は、それらが確定決定に影響する場合に限り、上訴することができる。
- (2) ウィーン控訴裁判所に対する上訴は、中断決定、上訴を却下する決定、1970年特許法第130条(2)の規定による決定及び手数料クレーム法に基づくクレームに関する決定について認められる。上訴裁判所の決定は、ZPO(民事訴訟法)第519条に従って、最高裁判所に上訴することができる。
- (3) 1970年特許法第142条(3)は、上訴手続に準用する。

第42条

ZPO 第 502 条の規定に従い、上訴裁判所の決定に関する上訴は、上訴裁判所の決定(第 41 条(2))に関する ZPO 第 528 条の規定に従うことを条件として、法律問題について更に上訴することができる。1970 年特許法第 143 条(2)及び(3)を、その手続に準用する。

第43条

(1) 1970 年特許法第 144 条(法律扶助)及び第 145 条(1)から(3)まで(令状の送達、代理行為、代替出願)を準用する。

(2) 法律部又は無効部の決定に関するウィーン最高裁判所における上訴裁判所の構成に関しては、1970 年特許法第 146 条(1)及び(4)を準用する。

第50条

(1) 手続の当事者は手続に関係する書類を閲覧し、また、それを複写する権利を有する。それ以外の者は、当事者の同意を得るか又は法律上の利害関係を有することについて疎明したとき、その権利を有する。

(2) 書類が現に有効な商標に関連している場合は、何人もその書類を閲覧すること、複写すること又は副本を作成してもらうことができる。

(3) 請求を受けたときは、特許庁は副本を認証する。

(4) 出願時点での出願商標の文言又は表示並びに商品及びサービスの一覧は、全ての人に対して開示される。何人に対しても、次の事項に関する情報及び庁の証明は提供される。商標出願に係わる出願日、出願人及び(該当する場合は)代理人の名称、出願番号、主張されている優先権、優先権主張の基礎とする出願の出願番号、出願が現在係属しているか否か並びに出願から生じる権利が移転しているか否か及び移転しているときは、その移転先。

(5) 審議記録及びファイルのうち内部手続のみに係わるものは、公衆の閲覧に供さない。営業又は事業の秘密に関連しているか又はその他の正当な理由があるときは、ファイルの一部であって、情報として公衆の閲覧に供する必要のないものは、請求することにより、閲覧除外措置を受けることができる。

第 III 章 商標権侵害に対する民事法上の請求

第 51 条

商標に基づく自己の権利を侵害された者又はその様な侵害が生じる虞があると考える者は、差止命令を求める訴訟を提起することができる。

第 52 条

- (1) 商標侵害者は、本法に抵触する条件を除去する義務を負う。
- (2) 被侵害者は特に、侵害者の費用負担において、商標を侵害する物品及び該当する場合は、模造商標の在庫(侵害物品)を廃棄すること並びに専ら又は主として商標権を侵害する物品を製造するために使用された器具、装置その他の手段(侵害手段)を、第三者の物権が侵害されないことを条件として、侵害目的上は使用不能にするよう要求することができる。
- (3) (2)に掲げた侵害物品又は侵害手段が、その存在の継続及び被告による使用によって、原告の排他的権利を侵害することにならない部分を含んでいる場合は、裁判所は廃棄すること又は使用不能にすることを命じる判決書に前記の部分を表示しなければならない。判決の執行に当たっては、それらの部分はできる限り、廃棄しない又は使用不能にはしないようにするものとするが、そのためには義務者が事前に関連費用を支払うことを条件とする。
- (4) 執行手続中に、侵害手段を使用不能にする方がそれを廃棄するより多くの費用を要することが明らかになり、かつ、義務者が事前に関連費用を支払わなかった場合は、執行裁判所は当事者双方を審問した後、侵害手段の廃棄を命じるものとする。
- (5) 違法状態を、(2)に掲げた方法以外の、資産を全く廃棄しないか又は軽度にする方法で除去することが可能な場合は、被侵害者はその種の方法のみを要求することができる。他の方法が侵害者に対して不当な負担を課すことになる場合に限り、商標を商品から除去するだけで足りるものとする。
- (6) 侵害物品を廃棄するか又は侵害手段を使用できなくすることの代わりに、被侵害者は、侵害物品又は侵害手段を、その所有者に製造費用を超えない適切な補償を行うことを条件として、被侵害者に引き渡すよう要求することができる。

第 53 条

- (1) 商標の無許可使用によって侵害を受けた者は、侵害者に適切な補償を要求することができる。
- (2) 有罪の商標侵害の場合、被侵害者は適切な補償の代わりに、次の事項の何れかを要求することができる。
 1. 逸失利益を含む損害の賠償、又は
 2. 侵害者が商標侵害によって実現した利益の引渡
- (3) 商標侵害が故意又は重大な過失によって生じた場合は、被侵害者は、損害の証明をすることなく、(1)の規定によって支払われるべき補償金を2倍にするよう要求することができる。
- (4) 被侵害者は、有罪の商標侵害から生じた、財産的損害によって構成されていない不利益についても適切な補償を請求する権利を有するものとするが、それは事件の特殊事情によって正当化される場合に限る。
- (5) 同一の金銭的請求が複数の者に対して行われた場合は、それらの者は連帯して責任を負うものとする。

第54条

(1) 商標侵害が企業の従業者又は代理人によって企業の業務遂行中に行われたか又は行われる虞がある場合は、その企業所有者を対象として差止命令(第51条)の発出を請求することができる。その企業所有者が侵害物品又は侵害手段の所有者であるときは、当該企業所有者はそれに係わる除去義務(第52条)を負うものとする。

(2) 適切な補償を求める請求権の原因となった商標侵害が、企業の従業者又は代理人によって企業の業務遂行中に行われたときは、補償金支払(第53条(1))、計算書作成(第55条)及び情報提供(第55a条)についての義務は、企業所有者のみに適用する。ただし、当該企業所有者がその商標侵害を知らず、かつ、それによって利益を得ていないときは、この限りでない。

(3) 商標侵害が、従業者又は代理人による業務遂行の過程で行われた場合において、企業所有者がその商標侵害を知っていたか又は知っているべきであったときは、企業所有者は、これらの者の責任に拘りなく、第53条(2)から(4)までの規定に基づく義務を負う。

第55条

前記以外の事項に関しては、1970年オーストリア特許法、BGB1. No. 259、第119条(2)(公衆の排除)、第149条(判決の公告)、第151条(計算書の作成)及び第154条(消滅時効)の規定を準用する。

第55a条

(1) 商標から生じる権利の何れかについて侵害を受けた者は、侵害商品及びサービスの出所及び配給組織に関する情報を要求することができる。ただし、この要求が侵害の程度に対して不適切でないこと及び法律上の守秘義務を犯さないことを条件とする。侵害者及び業として次の行為をしていると認定される者は、情報提供の義務を負う。

1. 侵害商品の保有
2. 侵害サービスの使用、又は
3. 侵害行為に使用されるサービスの提供

(2) (1)の規定による情報提供義務は、適切な場合は、その内容を次の通りとする。

1. 商品又はサービスの生産者、配給者、供給者及びその他の前所有者並びに予定されている、卸し販売及び小売販売先の名称及び宛先
2. 生産、配達、受領又は発注された数量及び問題とする商品又はサービスに関して取得された価格

第56条

(1) 本法に基づく、差止、除去、適切な補償、損害賠償、利益の返還に関しては、その要求自体を保護するために、及び証拠を保全するために、仮差止命令の発出を受けることができる。ただし、仮差止命令が5年以上登録されていた商標を基にするものであるときは、第33a条の規定による取消理由が存在していないことについて疎明をした場合に限り、その発出を受けることができる。

(2) 業として行われる権利侵害に関しては、十分な補償、損害賠償及び利益の返還についての要求を保護するために、その要求の達成が脅かされる虞があるときは、仮差止命令の発出を受けることができる。

(3) 差止命令及び除去を要求する権利を保護するために、執行命令第381条に記載されている要件が満たされていない場合であっても、仮差止命令の発出を受けることができる。

(4) 被侵害者の要求により、(1)の規定による仮差止命令を、他方当事者の審問なしに、発出を受ける

ことができるが、遅延が被侵害者に取消不能の損害を生じさせる虞がある場合又は証拠が破棄される危険がある場合に限られる。

第56a条

ウィーン商事裁判所が、本章に基づく訴訟及び仮差止命令に関する専属管轄権を有する。

第57条

訴訟手続中に、そこでの決定が、侵害されたと主張されている商標権が本法の規定に従って有効であるか否かという先行問題に依存していることが明らかになり、かつ、裁判所が、訴訟手続の開始前又は訴訟手続中に、審理を受けるために当該先行問題が既に提起されている特許庁によって当該先行問題について法律的に有効な決定がされるまで、その訴訟手続を中止した場合は、判決は特許庁の決定を基礎としなければならない。

第58条

(1) 先の登録商標の所有者が、後の標章がオーストリアにおいて使用されているのを知りながら、連続して5年間その使用を黙認していた場合は、当該所有者はもはや、先の権利を根拠として、後の標章の使用対象である商品又はサービスについて、その使用に反対することができない。ただし、後の標章の使用が、その使用を開始したときに悪意であった場合又は後の標章が登録商標であって、その出願が悪意でされていた場合は、この限りでない。

(2) (1)の場合においては、後の商標の所有者又は後の標章の使用人は、先の登録商標の権利が当該の者に対して行使できなくなっている場合でも、先の登録商標の使用に反対することができないものとする。

第59条

(1) 商業上の発表又は通知であって、第51条の意味における差止命令の対象とされているものが、その義務者の処分権に属していない出版物に発表されたときは、執行の許可についての管轄権を有する裁判所は、執行に係わる権利者からの請求に基づき、前記出版物の発行又は頒布に係わる企業所有者に対して命令(執行令第355条)を発出し、命令書送達後に刊行する出版物の全ての号、刷、版に前記の発表若しくは通知を掲載させないようにすること又は印刷物が前記の発表若しくは通知のみを掲載するものであるときは、その後の頒布を停止させることができる。

(2) 当該処置は、侵害を受ける虞がある者の申請に基づき、執行令の規定に従って執行令第382条の意味における仮命令としても行うことができる。第56条第1文並びに(3)及び(4)の規定を準用する。

(3) 命令(執行令第355条)に対する違反を事由として申請人が有する損害賠償請求権については、第53条(2)1.及び(4)の規定を準用する。

第IV章 訴訟の対象とすることができる商標侵害

第60条

- (1) 商取引において商標を侵害した者は、裁判所により日割罰金額の360倍以下の罰金刑に処せられる。業として前記の行為をした者は、2年以下の拘禁刑に処せられる。
- (2) 同様に、他の企業の名称、商号若しくは特別の識別表示又はこれらの識別表示に類似する標章を、許可を得ずに商取引において、混同を生じさせる虞のある方法で、第10a条の規定による商品又はサービスの識別のために使用した者も、処罰される。
- (3) 企業の所有者又は経営者は、その従業者又は代理人が企業の業務遂行の過程において犯す(1)又は(2)の規定に基づく違反を防止しなかったときは、処罰される。
- (4) (3)の規定による企業所有者が会社、協同組合、協会又は自然人でない他の法的主体であるときは、(3)の規定は、そのような不作為を犯した機関に適用する。
- (5) (1)及び(2)に掲げた処罰規定は、侵害行為が使用者又は委任者の指示によって行われており、従業者又は代理人が経済的に依存しているため、行為の実行を拒否することを期待するのが合理的でないときは、当該の従業者又は代理人には適用しない。

第60a条

- (1) 第60条に記載した違反行為は、被侵害者の告訴があった場合に限り、起訴される。
- (2) 本章に基づく刑事事件に関する管轄権は、ウィーン刑事裁判所に属する。
- (3) 第53条に基づく請求権の行使については、1975年オーストリア刑事訴訟法 BGB1631/1975、第17条の規定を適用する。損害賠償に関する判決に対しては、当事者双方が上訴することができる。

第60b条

商標及び標章の侵害に関する刑事訴訟手続には、本法第52条(除去)並びに1970年オーストリア特許法, BGB1. No. 259, 第119条(2)(公衆の排除)及び第149条(判決の公告)の規定を準用する。商標侵害に関する刑事訴訟手続には、第57条(先行問題)の規定も適用する。

第60c条

第9条の規定に従って発出された命令に違反した者には、地方行政当局が72ユーロ以下の罰金又は1月以下の拘禁刑を科す。加重理由があるときは、両罰を同時に併科することができる。有罪判決のときは常に、関係商品の没収を命じるものとする。

第V章 代理人

第61条

(1) 特許庁に対して代理人として手続をする者は、オーストリアに住所又は営業所を有していなければならない。ただし、弁護士、特許弁護士及び公証人に関しては、それぞれの職業に関する規則を適用する。代理人は、委任状正本又はその認証謄本を提出することによって、その授權を証明しなければならない。複数の者に対して授權が行われている場合は、何れの者も単独で代表する権限が与えられているものとする。

(2) 弁護士、特許弁護士又は公証人が手続をする場合は、同人に付与されている授權への言及が書面証拠の提出に代替するものとする。

(3) 代理人が委任状なしに、又は(2)の場合においては、同人に付与されている授權に言及することなしに手続をした場合は、代理人が行った手続行為は、指定された期間内に、代理人が正規の委任状を提出するか、又は代理人に付与された授權に言及したときに限り有効とする。

(4) オーストリアに住所及び営業所の何れも有していない者は、(1)の要件を満たす代理人を有している場合に限り、特許庁に対して本法に基づく権利を主張することができる。上記の者は、同人が弁護士、特許弁護士又は公証人を代理人としている場合に限り、特許庁の無効部に対して権利を主張することができる。住所又は営業所が EEA 又はスイス連邦にある場合は、本法に基づく権利の主張には、国内に住所を有する、送達受領代理人の指名をもって足りるものとする。国内の主たる住所についての要件は、EEA の国民には適用しないが、受領代理人の住所の承認等によって、送達が国家間条約によって確保されることを条件とする。代理人又は授權受領代理人の指名の何れも、特許庁の情報及びサービスの請求には要求されないものとする。

(5) 弁護士、特許弁護士又は公証人に付与される、特許庁に対して代理行為をするための授權は、法の定めるところにより、それらの者に特許庁に対して本法に基づく全ての権利を行使する権限を与えるものとし、また、同人が上訴機関に対して、そのようにすることを授權されている場合は、商標を登録すること、出願を取り下げること、商標に関する権原を放棄すること、無効部によって取り扱われる申請及び審判請求を提出すること及び取下げること、和解すること、あらゆる種類の書類の送達を受けること、庁の手数料及び相手方当事者が支払う手続費用及び代理人費用を受領すること並びに復代理人を選任する権限を与えるものとする。

(6) (5)の規定による授權は、保護に係る一定の権利及び一定の手続における代理行為のみに限定することができる。ただし、その授權は、委任者の死亡又はその法的行為能力の変更によっては消滅しない。

(7) 弁護士、特許弁護士又は公証人以外の代理人が商標の全部又は一部を放棄することも委任されている場合は、当該代理人は、その授權を明示しなければならない。

第61a条

JN(管轄規則)第 83c 条を補足し、次に該当する場所を、オーストリアに住所及び営業所の何れも有していない商標所有者の、全ての商標関連事項に係わる住所又は営業所の所在地とみなす。

1. 代理人のオーストリアにおける住所又は営業所、又は
2. 送達受領代理人のオーストリアにおける住所、又は
3. オーストリアに住所若しくは営業所を有する代理人又はオーストリアに住所を有する送達受領代理人がいないう場合は、特許庁の所在地

第VI章 団体商標

第62条

(1) 法人格を有する団体は、その構成員の商品又はサービスを特定するために使用が予定されており、かつ、それらの商品又はサービスと他の事業体の商品又はサービスを識別することができる商標(団体商標)について、登録出願をすることができる。

(2) 公法による法人は、(1)に記載した団体と同等とする。

(3) 本法の規定は、(4)及び第63条から第67条までに別段の定めがある場合を除き、団体商標に準用する。また、本法第4条(2)及び第31条並びに不正競争防止に関する1984年連邦法、BGB1. No. 448において無登録標章のために規定している法的効力も、無登録標章が関連業界において団体構成員の商品及びサービスに係わる特徴として有効である場合は、適用するものとする。

(4) (1)及び第4条(1)4.の規定に拘らず、団体商標は、取引において商品及びサービスの原産地を示すために使用することができる標章又は表示のみをもって構成することができる。当該商標は、その所有者又は規約により独立して訴訟を提起する権利を与えられているその団体の構成員に対し、第三者が、前記の標章又は表示を誠実な事業慣行又は取引慣行に従って使用している限り、商取引に使用することを禁止する権利を与えるものではない。特に、地理的名称を使用する権利を有する第三者に対しては、当該商標を反対の理由として使用することができない。

第63条

団体商標の出願には、団体に関する名称、事業所所在地、目的及び代表行為、団体商標を使用することができる者の範囲、使用条件、団体商標を不正使用した場合における使用の権利の喪失並びに団体商標が侵害された場合における関係当事者の権利及び義務に関する情報を提供する規約を添付しなければならない。第62条(4)の規定による団体商標の場合は、その規約は更に、その商品又はサービスがその地域を原産地としており、規約に定められている団体商標の使用条件に該当している者は何人もその団体の構成員となることを許可するものでなければならない。後に規約を変更した場合は、特許庁に届け出なければならない。規約の変更は、届出の翌日からのみ、第三者に対して効力を有する。規約及びその変更は、各々2部を提出しなければならない。規約は、公衆の閲覧に供するものとする。

第64条

特許庁は団体商標を登録するとき、商標登録簿及び当事者に交付する証明書に、第17条(1)に規定した事項を、次の補足及び変更を加えて記録する。

1. 登録番号の下に「団体商標」の表示を追加すること
2. 規約及びその日付について言及すること

第65条

団体商標は、第62条(1)又は(2)の意味における団体を対象とする場合に限り、移転させることができる。移転の申請には、新たな所有者の規約を添付しなければならない。第63条(1)の規定を準用する。

第66条

商標の取消に関する他の規定(第62条(3))に拘りなく、団体商標は、次の事情においては、取り消さ

れるものとする。

1. 団体商標の所有者としての第62条(1)又は(2)の意味における団体が、もはや存在していない場合
2. 団体が、その団体の一般目的又はその規約に反する方法で団体商標が使用されることを許可又は黙認した場合。特に、商取引において誤認を生じさせる虞のある方法での団体商標の使用は、不正使用とみなす。

第67条

団体が、団体商標の無許可使用に対して、現行規定に基づいて有する補償請求権は、その構成員が被る損害も対象に含むものとする。

第 VII 章 地理的表示及び原産地名称であって、農産物及び食料についての品質規制に関する規則 (EC)No. 1151/2012, 2012 年 12 月 14 日官報第 L 343 の規定によるもの

第 68 条

(1) 申請であって、標章を規則(EC)No. 1151/2012 号の規定による地理的表示又は原産地名称として登録するためのもの、登録されている商標についてその明細を修正するか、又は登録商標を取消すためのものは、特許庁に提出しなければならない、同庁はそれを審査する。

(2) 特許庁長官の命令により、申請に関する詳細な様式及び内容を規定することができ、また、規則(EC)No. 1151/2012 号を適用して行う公告の場所及び種類を決定することができる。これに関しては、最大限の有効性及び簡易性並びに電子公告については特に、公告日及び手続段階が明らかになるようにすること、資料についての必要な保全及び共同体保護が存続している間、その資料を簡単かつ常時閲覧できるようにしなければならない。

(3) 申請書が所定の条件を満たしていないときは、申請人は、指定された期間内にその欠陥を修正することを求められるが、当該期間は、請求により、延長を受けることができる。修正されなかった申請は、決定をもって却下する。

(4) 本章に別段の定めがない限り、本法の他の規定を本章の規定に基づく手続に準用する。

第 68a 条

(1) 特許庁は適格な申請を電子公告すると共に、オーストリア特許公報においてこの公告に言及する。電子公告の日から 3 月以内に、その申請に対する異議申立書を特許庁に提出することができる。十分に根拠のある異議申立書及びその付属書類が前記期限の最終日までに特許庁に提出されなければならない。異議申立期限を逸した事又は上訴期限(7)を逸した事に関しては、原状回復は認められない。

(2) 容認可能な異議申立書は、申請人に合理的期間内に陳述書を提出させるために、申請人に送達されなければならない。上記期間は、考慮に値する理由があるときは、延長を受けることができる。意見書が適時に提出されない場合は、その事実は申請の取下げとみなされる。

(3) 適時の意見書提出の後、管轄官は必要な通信、当事者双方によって提出される証拠及び証拠の収集に関する要素等を基にして必要な決定を行う。当事者の一方から請求があったとき又は管轄官が、個別の事件において異議申立に関する決定をするために必要であると考えるときは、管轄官は正式に口頭審理の計画を立て、同官がそれを開催し、指揮するものとする。管轄官は出頭人の身元を確認し、その法的地位及び代理権がある場合は、その代理権を点検しなければならない、また、聴聞を受ける当事者の権利が保持されるように、逸脱又は迂遠を許可することなく、口頭審理を指揮しなければならない。管轄官は口頭審理を指揮する者として、当事者に対する聴聞、証拠調べ及び先の証拠又は認定に係る結果の提出又は検討について順序を定めなければならない。管轄官は、証拠調べに関する申立について決定し、また、明らかに認めることのできない申立を拒絶しなければならない。管轄官は必要な場合には、口頭審理を中止し、延期し、また、口頭審理を再開する時期を決定する権限を有するものとする。口頭審理については、調書が作成されなければならない。管轄官は、使用することができる事実及び証拠を自由に評価して決定を行うことができる。

(4) 当事者は異議申立に関する自己の費用を負担しなければならない。手数料請求法を適用する。

(5) 申請が規則(EC)No. 1151/2012 並びに出願に関して実施されている国内規定及び共同体法に基づく規定の要件を満たしているときは、特許庁は決定をもってその旨を決定し、他方、必要なときは同時に、提出された異議申立を拒絶し、申請を承認する旨の決定を電子的に公告する。そうでない場合

は、(8)の規定による措置がとられるときを除き、その申請は決定をもって拒絶されるものとする。

(6) 申請を認める決定の場合、規則(EC)No. 1151/2012 第 15 条(4)に基づき、個別事件に関する適切な調整期間を定めることができる。

(7) 正当な権益及び国内の住所又は営業所を有する自然人又は法人は全て、決定についての電子的公告から 2 月以内に(5)の規定による決定に関して上訴することができる。

(8) 提出された異議申立理由についての審査の結果、(1)の規定により公告された 1 件の文書の情報が単なる軽微な修正以上のものを必要としている場合は、前記の手続は再度、実施されるものとする。

第 68b 条

(1) 規則(EC)No. 1151/2012 第 51 条に基づく異議申立は、当該規則第 51 条(1)2. の規定により欧州共同体公報にその公告が行われてから 2 月以内に特許庁に提出するものとし、かつ、遅くともその後 2 月以内にその理由を説明しなければならない。異議申立書又はその理由書の提出期限を逸したことに對しては、原状回復は認められない。

(2) 期限外に提出された異議申立書又は所定の様式又はその複製によって提出されなかった異議申立書は、提出されなかったものとみなす。

(3) 規則(EC)No. 1151/2012 第 51 条(3)の規定に基づく手続に関する管轄官庁は、特許庁とする。

第 68c 条

(1) 規則(EC)No. 1151/2012 第 53 条(2)1. に基づく明細書を変更するための申請には、第 68 条(3)、(4)及び第 68a 条を準用する。

(2) 生産物明細書を変更するために申請は、その明細書に記載されている団体又はその法的承継人のみが行うことができるが、EU 品質基準施行法、BGB1. I No. 130/2015 第 15 条の要件を満たしている場合に限る。それ以外には、規則(EC)No. 1151/2012 第 3 条(2)によって定義されている他の団体も申請をすることができる。

(3) 第 68 条(3)及び(4)並びに第 68a 条(1)から(5)まで、(7)及び(8)の規定による手続は、規則(EU)No. 1151/2012 の第 54 条(1)による登録名称の削除のための申請に準用する。

第 68d 条

本章の規定に基づく手続において、特許庁は、特に、連邦各省、地方公共団体並びに商工業関連の団体、機関及び協会の意見を求めることができる。

第 68e 条

正当な利害関係が疎明されるときは、特許庁は第 68 条から第 68c 条までの規定による手続において、ファイルの閲覧を許可し、写しの作成を認めるものとする。第 50 条(2)から(5)までの規定を準用する。

第 68f 条

(1) 商取引において規則(EC)No. 1151/2012 第 12 条(1)又は第 13 条の規定に違反する行為をした者に対しては、保護された地理的表示若しくは原産地名を使用する権限を有する当事者又は企業の経済的利益を促進する団体が当該行為によって影響を受けることになる利益を代表している限りにおいて、当該団体又はオーストリア連邦労働会議所、オーストリア連邦経済会議所、オーストリア農業会議所

会長会議又はオーストリア労働組合連合会が、差止命令を求める訴えを提起することができ、かつ、それらの者に当該措置を受ける権利が付与されている場合は、前記の規定に違反する状況の除去を求める訴えを提起することができる。第52条(2)から(6)までの規定を準用する。

(2) (1)に掲げた行為が有罪行為として行われた場合は、保護された地理的表示又は原産地名称を使用する権利を有する者は、第53条(2)、(4)及び(5)を準用して金銭の請求をすることができる。

(3) (1)において言及した行為の何れかが、従業者又は代理人によって企業の業務遂行中に行われたか又は行われる虞がある場合は、(1)の規定により、その企業所有者を対象とする差止命令の発令を求める訴えを提起することができる。企業所有者が侵害物品又は侵害手段の所有者であるときは、当該企業所有者は(1)の規定による侵害状況除去の義務を負う。

(4) 従業者又は代理人が企業の業務において(1)に定められた行為を有罪行為として犯した場合において、企業所有者が権利侵害を知っていたか又は知っているべきであったときは、その実行者が問われることがある責任には拘りなく、当該企業所有者に対して、第53条(2)から(4)までの規定を準用して、損害賠償を請求すること及び計算書の提出を求めることができる。

第68g条

(1) 本法に基づく差止、除去、損害賠償及び利益返還に関する請求権に関しては、その請求権自体を保護し、また、証拠を保全するために仮差止命令の発令を受けることができる。第56条(2)から(4)までを準用する。

(2) 前記の規定の他に、第55a条、1970年オーストリア特許法第119条(2)(公衆の排除)、第149条(判決の公告)、第151条(計算書の提出)及び第154条(時効)を、本条の規定による、民事法に基づく権利侵害訴訟に準用する。

第68h条

(1) 保護された地理的表示又は原産地名称の使用に関する、共同体法に基づいて承認された例外規定によって正当化されていないにも拘らず、取引において、次の行為の何れかを行った者は、裁判所により日割罰金額の360倍以下の罰金刑に処せられる。当該行為を業として行った者は、2年以下の拘禁刑に処せられる。

1. 説明書に記載されている製品とは異なるが、それに類似するものを特定するために当該表示又は名称を使用すること、又は
2. 当該表示又は名称を悪用若しくは模造すること、又は保護されている名称である旨の暗示をすること。なお、真の原産地を表示しているか、又は保護されている名称を翻訳しているか、若しくはその名称に「style」、「type」、「method」、「as produced in」、「imitation」その他類似の表現を付記していても、前記の規定は影響を受けない。又は
3. 当該表示又は名称を、保護されている名称の名声を不当に利用する方法で使用する、又は
4. 当該表示又は名称を、商品若しくはサービスの取引に関連して、又は自己の事業の識別のために、誤認を生じさせるような他の方法で使用する

(2) (1)に掲げた方法で表示をした商品を市場に出し、流通させ、又はそれらの目的で前記の商品を輸入、輸出若しくは保管をする者も、同様に処罰される。

(3) 企業の所有者又は経営者は、その従業者又は代理人がその企業の業務遂行の過程において犯す(1)又は(2)の規定による侵害を防止しなかったときは、処罰される。

(4) (3)の規定による企業所有者が会社、協同組合、団体又は自然人でない他の法的主体である場合

は、(3)の規定は、不作為の罪を犯したその機関に適用する。

(5) (1)及び(2)に定めた処罰規定は、従業者又は代理人が使用者又は委任者の指示に基づいて前記の行為を実行した場合であって、その経済的依存のために、当該行為の実行を拒否することを期待するのが合理的でないときは、当該の従業者又は代理人には適用しない。

第68i条

(1) 第68h条に掲げた違反行為は、保護された地理的表示又は原産地名称を使用する権利を有する者からの告訴があった場合に限り、訴追される。

(2) 第68f条(2)の規定による請求権の行使については、刑事訴訟法第17部門、BGB1第631/1975号の規定を適用する。補償請求に関する判決に対しては、当事者双方とも上訴することができる。

(3) 刑事訴訟には、本法第68f条(1)による除去に関する規定並びに1970年オーストリア特許法BGB1 No. 259、第119条(2)(公衆の排除)及び第149条(判決の公告)の規定を準用する。

第68j条

(1) ウィーン商事裁判所が、訴訟金額に拘わりなく、本章に基づく訴訟についての専属管轄権を有する。同様に、ウィーン商事裁判所が、仮差止命令に関する専属管轄権を有する。

(2) 本章に基づく刑事事件は、ウィーン刑事裁判所が管轄権を有する。

第VIII章 共同体商標

第69条

共同体商標の登録出願は、共同体商標に関する規則(EC)No. 207/2009, 第25条(1b), 2009年2月26日の連邦官報第L78に従って、特許庁に対して行うことができる。特許庁は当該書類にその受領日を記載し、出願書類を、審査することなく、前記第25条(2)に定められている2週間の期間内に、アリカントにある域内市場における調和のための官庁(欧州商標意匠庁)に送付するものとする。

第69a条

(1) 規則(EC)No. 207/2009, 第34条又は第35条に従い、共同体商標出願又は共同体商標について、特許庁の登録簿に記載されている商標又は国際登録に基づいてオーストリアにおける保護を享受している商標の先順位が主張されており、かつ、先順位主張の基礎とされている前記の商標が、所有者による放棄又は所定の期間内に更新されなかったことを理由として登録簿から抹消されたときは、第30条から第34条まで及び第66条に定められている取消理由を基にして、商標の無効について事後確認を受けることができる

(2) (1)の規定による申請は、共同体登録商標の所有者を対象として行わなければならない。

(3) 第33a条に関連して、(1)の規定に基づく商標の無効についての事後確認を求める申請が行われたときは、それに係る基準日は、第33a条(1)及び(6)に掲げた申請書提出日ではなく、先順位の基礎とされた商標について、所有者による放棄又は所定の期間内に更新されなかったことを理由とする登録簿からの抹消が効力を生じた日とする。

第69b条

共同体商標出願又は共同体登録商標を国内出願に変更するために、域内市場における調和のための官庁(商標及び意匠)に送付される申請に関しては、申請人は特許庁の要求に従い、2月以内に次の事項を実行しなければならない。当該期間については、延長が認められる。

1. 国内出願手数料を納付すること
2. 第16条(2)の規定に従って、商標についての所要の表示、音響商標の場合は更に、データ記憶媒体による音響複製を提出すること
3. 変更申請書及びその付属書類が既にドイツ語で提出されている場合を除き、変更申請書及びその付属書類のドイツ語翻訳文を提出すること
4. 変更申請人が、第61条の規定に従って、委任した代理人に代理をさせること又は送達受領代理人を指名することを実行していなかったときは、規則(EC)No. 207/2009, 第114条(3c)に従って送達宛先を届け出ること

それを実行しない場合は、変更申請から生じる出願は決定をもって拒絶される。

第69c条

(1) 変更申請は、国内商標出願と同様に処理するものとし、(2)に定める場合を除き、法律の遵守(第20条)について審査する。

(2) 変更申請が共同体商標として既に登録されている商標に関するものである場合は、法律の遵守(第20条)については審査されず、また、その後の登録に関して、異議申立理由は存在しないものとする。

第69d条

- (1) 規則(EC)No. 207/2009 第95条(1)の意味における第1審の共同体裁判所は、係争金額に拘わりなく、ウィーン商事裁判所とする。共同体商標裁判所が訴訟の管轄当局である法的問題に関しては、仮差止命令についてもウィーン商事裁判所が専属管轄権を有するものとする。
- (2) 共同体商標に関する刑事事件の裁判権は、ウィーン刑事裁判所に属する。

第 IX 章 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書による商標

第 70 条

(1) 国際登録を変更するための申請書には、その旨を表示し、国際登録番号を記載しなければならない。さらに、次のものを 2 月の期間内に提出しなければならない。ただし、この期間は請求することにより延長を受けることができる

1. 世界知的所有権機関の国際事務局が発行した証明書の原本又は認証謄本であって、国際登録簿から取り消されるまで、オーストリア共和国の領域において国際登録による保護の対象とされていた商標及び商品又はサービスを示しているもの、及び

2. 書類がドイツ語で作成されていなかった場合は、それら全ての書類のドイツ語翻訳文
申請が前記の要件を満たさなかったときは、決定をもって拒絶する。

(2) 申請は国内商標出願と同様に取り扱い、(3)に定める場合を除き、法律の遵守(第 20 条)について審査する。

(3) 申請が国際登録に係わるものであって、その取消の時までに商標の国際登録に関するマドリッド協定及び当該協定についての議定書についての共通規則(マドプロ協定規則 BGBl. III 第 109/1997 号)の第 18 規則(1)又は(2)に基づき、保護を付与する旨の宣言がすでになされているか、又は議定書第 5 条(2)による、保護を拒絶するための期間が使用されることなく経過していた場合は、それに係る商標の法律遵守(第 20 条)については審査せず、かつ、その後の登録についての異議申立はできない。

第X章 無資格代理業務の禁止

第71条

(1) 商標保護に関する問題に関し、オーストリアにおいて当該事項について、業として当事者を代理する資格を有していない者が、次の事項の何れかを業として行った場合は、無資格代理業務として有罪であり、地方行政当局が4,360ユーロ以下の罰金刑に処する。

1. オーストリア又は外国の当局に対して使用する提出物又は証書を作成すること
2. 意見を提供すること
3. オーストリアの諸当局に対して当事者の代理をすること、又は
4. 1. から 3. までに掲げた行為の何れかについて役務提供の申出をすること

(2) 法人についての代理行為であって、その法人と事業上の関係を有する他の法人の従業者によるものは、無資格代理行為とはみなさない。自然人は例外とし、他の法的主体は、法人と同等とする。

(3) 通常裁判所における無資格の法的代理行為の処置に関する特別規定は、本条の規定による影響を受けない。

第XII章 経過規定

第73条

1996年1月1日前に善意で出願された標章に関しては、第4条(1)9.の規定は、法律の遵守に関する審査(第20条)及び第33条の規定による取消手続の何れに対しても適用しない。

第74条

連邦法, BGBI. I No. 111/1999, の施行日前に登録された商標の所有者を対象とし, 連邦法 I 111/1999 の施行日に存在していた請求に関しては, 第32条(2)に定めた5年の期間の進行は, 当該連邦法の施行の時から開始する。

第75条

(1) 連邦法, BGBI. I No. 111/1999, の施行前に, 第1条, 第3条, 第4条, 第7条, 第60条又は第66条と結合して第33条の規定に従って行われた商標の取消を求める申請に関しては, 連邦法, BGBI. I No. 111/1999 の施行前に効力を有していたそれらの規定を引き続き適用する。

(2) (1)に掲げた連邦法の施行後, (1)に掲げた連邦法の施行前に登録された商標に対して第33条の規定に基づいて取消を求める申請をするときは, その申請は, (1)に掲げた連邦法の施行前に効力を有していた条文での第1条, 第3条, 第4条, 第7条, 第60条又は第66条と結合した第33条をその根拠とすることはできず, (1)に掲げた連邦法によって改正された第4条, 第7条又は第66条と結合した第33条のみを根拠としなければならない。

第76条

第33a条の規定に基づく申請に関しては, それに関連する評価が1994年1月1日前に行われた商標の使用を対象とするものであるときは, 連邦法, BGBI. I No. 111/1999 の施行前に効力を有していた条文での第33a条の規定を適用する。

第77条

(1) 連邦法, BGBI. I No. 111/1999, の施行前に提起された訴訟に関しては, 連邦法, BGBI. I No. 111/1999 の施行前に効力を有していた条文での第III章の規定を引き続き適用する。

(2) 連邦法, BGBI. I No. 111/1999, の施行前に登録された商標の所有者又は前記の時までに使用が開始されていた標章の使用者に対する請求であって, 連邦法, BGBI. I No. 111/1999, の施行時に存在していたものについては, 第58条に定めた5年の期間の進行は, 前記連邦法の施行時に開始する。既に発生している時効は, この規定の影響を受けない。

第77a条

(1) 連邦法, BGBI. I No. 149/2004, の施行前に行われた(特許庁の)委嘱職員による決定に関しては, 同法の施行前に効力を有していた条文での第35条(4)の規定を引き続き適用する。

(2) 連邦法, BGBI. I No. 149/2004, の施行前に行われた出願及び申請であって, 出願として処理されるものに関しては, 同法施行前に効力を有していた条文での第18条(1)及び第63条(2)の規定を引き続き適用する。保護期間及び印刷費用分担金に関する手数料であって, その請求が同法施行前に行われたものについては, 同法施行前に効力を有していた条文での第18条(2)及び(3)の規定を引き続き

適用する。

(3) 連邦法, BGBI. I No. 149/2004, の施行前に行われた申請に関しては, 同法施行前に効力を有していた条文での第 18 条(4), 第 22 条(3)及び(4), 第 24 条(3), 第 28 条(4), 第 40 条(1)及び(2)第 1 文, 第 68 条(2)及び(5)及び第 69b 条(2)の規定を引き続き適用する。1970 年オーストリア特許法第 132 条(1)及び(3)並びに前記連邦法施行前に効力を有していた条文での第 42 条(1)後段の条文の規定を, 前記連邦法施行前に提出された原状回復申請に引き続き適用する。

(4) 連邦法, BGBI. I No. 149/2004, の施行前に保護期間が終了する商標に関しては, 同法施行前に効力を有していた条文での第 19 条(2)及び(3)並びに第 63 条(2)の規定を引き続き適用する。この規定は, 保護期間が前記連邦法の施行後に終了するが, その更新手数料が前記連邦法の施行前に適時に納付されている商標にも適用する。

第 77b 条

(1) 異議申立は, 公告(第 29a 条(1)又は(2))が 2010 年 7 月 1 日前には行われなかった商標に対してのみ, することができる。

(2) 2010 年 1 月 1 日前に審判部に提出された審判請求に関しては, 2009 年 12 月 31 日まで有効であった条文での第 36 条の規定を引き続き適用する。

第 77c 条

(1) 1970 年特許法第 176b 条は適用する。

(2) 連邦法 BGBI. No. 126/2013 が発効したときの異議申立期限は, 第 68a 条(1)により, 前記連邦法が発効する前の適用条文によって決定されるものとする。

(3) 連邦法 BGBI. I No. 126/2013 の条文による第 56a 条, 第 60a 条(2)及び第 68j 条は, 法的訴え又は私的訴えが 2013 年 12 月 31 日後に提起された場合に適用する。

(4) 連邦法 BGBI I No. 126/2013 の条文による第 69c 条(2)及び第 70 条(3)は, それらに変更された共同体商標及び変更された国際登録への異議申立の排除に関する限りにおいて, 当該連邦法発効後に公告された国内商標に限定して適用する。

第 XIII 章 最終規定

第 78 条

本法において人に係わる全ての名称は、女性及び男性に同等に適用する。

第 79 条

本法において他の連邦法の規定を指示しているときは、別段の定めがあるときを除き、その現行法の規定を適用する。

第 80 条

次の者が、本法の施行についての責任を有する。

1. 第 10 条, 第 10a 条, 第 10b 条, 第 12 条, 第 14 条, 第 23 条, 第 37 条, 第 38 条, 第 40 条から第 43 条まで及び第 57 条に関しては, 運輸・技術革新及び技術担当連邦大臣及び連邦司法大臣
2. 第 6 条(2)に関しては, 連邦外務大臣の同意を得ることを条件として, 運輸, 技術革新及び技術担当連邦大臣
3. 第 13 条, 第 51 条から第 56a 条まで, 第 58 条から第 60b 条まで, 第 67 条及び第 68f 条から第 68j 条までに関しては, 連邦司法大臣
4. 第 68d 条(2)に関しては, 健康, 家族及び青年担当連邦大臣の同意を得ることを条件として, 運輸, 技術革新及び技術担当連邦大臣
5. 前記以外の全ての規定に関しては, 運輸, 技術革新及び技術担当連邦大臣

第 81 条

- (1) 連邦法, BGBI. No. 418/1992, によって改正された第 18 条(1), (2)及び(4), 第 40 条(1), 第 42 条, 第 61 条, 第 69 条(1), 第 70 条並びに第 IX 章の見出しは, 連邦法, BGBI. No. 418/1992, の公布後 4 月目の初日から施行する。
- (2) 連邦法, BGBI. No. 773/1992 によって改正された第 4 条(1)2., 第 9 条, 第 10a 条, 第 16 条(2), 第 17 条(4), 第 18 条, 第 22 条(3), 第 26 条, 第 28 条(2), 第 30 条, 第 30a 条, 第 31 条(3), 第 32 条, 第 33 条, 第 33a 条(3)及び(6), 第 33b 条, 第 33c 条, 第 37 条, 第 42 条, 第 60 条(1), 第 62 条(3), 第 70 条, 第 71 条及び第 72 条(1)は, 欧州経済圏に関する条約と同時に施行する。
- (3) 連邦法, BGBI. I No. 111/1999, によって改正された第 2 条(3), 第 4 条(1)9., 第 17 条(2)1. 第 24 条(1)及び第 69d 条を除く第 VIII 章は, 1996 年 1 月 1 日に遡及して施行する。
- (4) 連邦法, BGBI. I No. 111/1999, によって改正された第 17 条(2)2., 第 18 条(4)並びに第 IX 章は, 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書, BGBI. III No. 32/1999 がオーストリア共和国の領域に対して効力を生じるときに, 同時に施行する。
- (5) 連邦法, BGBI. I No. 143/2001 によって改正された第 6 条(3), 第 18 条(1), (2)及び(4), 第 19 条(2), 第 28 条(4), 第 40 条(1), 第 60c 条, 第 68 条(2), 第 71 条(1)及び第 72 条(1)は, 2002 年 1 月 1 日から施行する。
- (6) 連邦法, BGBI. I No. 149/2004, によって改正された第 19 条, 第 20 条(2), 第 24 条(3), 第 27 条(3), 第 28 条(4)及び(5), 第 35 条(4), 第 38 条(2), 第 39 条(1), 第 41 条(4), 第 42 条(1)及び(2), 第 54 条(2)及び(3), 第 55a 条, 第 63 条, 第 65 条, 第 VII 章の標題, 第 68 条, 第 68c 条, 第 68f 条(4), 第 68g 条(2), 第 69b 条(2)1, 第 77a 条及び第 80 条 4 は前記連邦法公布後第 7 月の初日から施行

する。同時に、前に有効であった条文での第18条、第22条(3)及び(4)、第28条(4)、第40条、第XI章、第80条は廃止する。

(7) 連邦法, BGBI. I 第149/2004, によって改正された第39条(2)は、前記連邦法の公布日の翌日から施行する。

(8) 連邦法, BGBI. I NO.151/2005, によって改正された第60条(4)及び第68条(4)は2006年1月1日から施行する。

第81a条

(1) 連邦法, BGBI. I 第131/2005, によって改正された第24条(4)は、2006年1月1日から施行する。

(2) 連邦法, BGBI. I 第96/2006, によって改正された第55a条、第56条、第59条(2)、第68g条(1)、第69b条及び第83条は、前記連邦法の公布日翌日の始まりから施行する。

(3) 連邦法, BGBI. I 第81/2007, によって改正された第61条(4)、第VII章の標題、第68条(1)及び(2)、第68a条から第68d条まで、第68f条(1)及び第80条は、前記連邦法の公布日翌日の始めから施行する。

(4) 連邦法, BGBI. I 第126/2009, によって改正された第22条、第36条及び第77b条は、2010年1月1日から施行する。同時に、第20条(2)最終文は廃止する。

(5) 連邦法, BGBI. I 第126/2009, によって改正された第29条(1)、第29a条から第29c条まで、第41条(2)及び(3)、第42条(1)並びに第77b条(1)は、2010年7月1日から施行する。

(6) 第2条(3)、第17条(2)1., 第20条(3)、第24条(4)、第29a条(4)、第29b条(1)、第35条(1)、(5)及び(6)、第36条から第43条まで(標題を含む)、第56a条、第60a条(2)及び(3)、第61条(1)、(4)及び(5)、第VII章の標題、第68条から第68c条まで、第68f条(1)、第68i条(2)、第68j条、第69条、第69a条(1)、第69b条(4)、第69c条(2)、第69d条(1)、第70条(3)、第77c条並びに第80条1及び3であって、2014年の特許及び商標法改正, BGBI I No. 126/2013の条文によるものは、2014年1月1日に施行する。

(7) 連邦法 BGBI I No. 130/2015の条文による第68d条及び第68c条は、2016年1月16日に施行する。

第81b条

連邦法 BGBI I NO. 71/2016の条文による第21(1)及び第22条は、前記連邦法の公告から第10月の始めに施行する。

第82条

本法の改正法に基づく命令は、施行する法律を公布した後、何時でも制定することができる。それらの命令は、施行する条文が効力を生じるまでは、効力を有さないものとする。

第83条

本法によりオーストリア商標保護法を、知的所有権の実施に関する欧州議会及び協議会の規則2004/48/EC, 2004年4月30日付公報第L 157号, p45に沿うよう修正する。